

(別紙)

評価細目の第三者評価結果（障害者・児施設）

※すべての評価細目（28項目）について、判断基準（a・b・cの3段階）に基づいた評価結果を表示する。

A-1 利用者の尊重

		第三者評価結果
1-(1) 利用者の尊重		
1-(1)-① コミュニケーション手段を確保するための支援や工夫がなされている。		Ⓐ・b・c
<p>・利用者とのコミュニケーションを高めるため、日頃の関わりから利用者の気持ちを汲み取り、根気強く待ちの姿勢で、思いを聞くように心がけている。個々に応じた対応することで意思の疎通を図る支援を行っている。例えば、日頃、意思疎通に支障はなく、コミュニケーションに不具合はないが、言葉がでない利用者、親戚の人で唯一会話するという情報があれば、そこへ連れて行き、話すことの試みを行うなど、出来る限りの支援を行っている。</p> <p>・言葉が出ない利用者にはメモでの会話を行い、必要に応じてPECSカードを用いることもある。意思の疎通に訓練や通院は今のところ必要に迫られないため、専門家の配置は設けていないが、今後必要であれば対応する用意はある。</p>		
1-(1)-② 利用者の主体的な活動を尊重している。		Ⓐ・b・c
1-(1)-③ 利用者の自力で行なう日常生活上の行為に対する見守りと支援の体制が整備されている。		Ⓐ・b・c
<p>・利用者が主体となって活動する「虹の会」を3年前に立ち上げており、利用者自身の立候補で会長を決め、会長が副会長、役員を決定し忘年会や年に一度の旅行などの話し合いを行っている。職員は利用者の自主性を尊重し支援を行っている。</p> <p>・スポーツや踊りなど、本人がやりたい習い事をし、地域の文化祭への参加、全国スポーツ大会への参加を積極的に支援している。また、旅行を兼ねた九州地区地域生活者交流会への参加で他の施設の利用者との交流を行う機会も設けている。</p> <p>・利用者自身が自力で出来ることは積極的に見守り、その様子を毎日の申し送り時に職員間で確認をし、介助、支援が必要であると判断した場合は、迅速に対応している。買い物の付き添いは、単に付いて来て欲しいのか、介助が必要であるかの見極めに注意しながら、支援を行っている。また、帰省で支援が必要であると判断した場合には、職員間で連携を取って同行したり、家族との連絡を取りながら乗り物に乗せるなど、利用者の状況に応じた対応を行っている。</p>		

1-(1)-④ 利用者のエンパワメントの理念にもとづくプログラムがある。	(a)・b・c
<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会生活力を高めるために、生活習慣の習得、基本的社会のルールを記したガイドライン「より良い地域生活を送るために」を作成し、利用者に配布するとともに、利用者の能力を活かし、その場面に応じて学習できるよう支援している。 ・ 外出の際、行き先の送迎バスの情報や交通機関の時刻表などの提供や、利用方法についての支援を行っている。また、帰省の際も家族と連携を取りながら、利用者の能力に応じた方法で交通機関を利用するような対応がなされている。 	
1-(1)-⑤ 利用者に対して緊急やむを得ない場合を除き、行動抑制や身体的拘束は行わないようにしている。	(a)・b・c
<ul style="list-style-type: none"> ・ 身体拘束等行動制限について運営規定で定め、行動制限検討会議が行われている。利用契約書に身体拘束の禁止を記し、利用者に説明を行っている。やむを得ず行う場合の同意書も作成し、万が一に備えてはいるが、身体拘束を行った事例はない。 ・ 職員は行動制限・身体拘束の廃止を実現するための法人内での伝達研修を受けており、常に職員が意識を持って支援を行えるよう努めている。 	
1-(1)-⑥ 利用者に対する暴力、言葉による脅かし等の不適切な関わりの防止と早期発見に取り組んでいる。	(a)・b・c
<ul style="list-style-type: none"> ・ 職員の意識を高めるため、不適切な関わりの防止について虐待研修を行っている。職員の記録や日誌で心無い行動や発言がないか、また、利用者の行動や表情、訴えからサインを見逃さないよう、早期発見に努めている。 ・ 不適切な関わりに触れそうな言動があった場合には、職員間で注意し合い、職員会議においても情報を得て注意を行っている。「虐待防止要綱」に明文化され、それに基づいて処分を行う仕組みもある。 	

A-2 日常生活支援

	第三者評価結果
2-(1) 食事	
2-(1)-① サービス実施計画に基づいた食事サービスが用意されている。	a・(b)・c
2-(1)-② 食事は利用者の嗜好を考慮した献立を基本として美味しく、楽しく食べられるように工夫されている。	(a)・b・c
2-(1)-③ 喫食環境（食事時間を含む）に配慮している。	(a)・b・c
<p>・栄養計画の中に栄養量、形態など利用者の状態に応じた内容を明示している。それらを基にモニタリングを行い、食事量や食事の速度など、注意すべき点をあげ、モニタリング表に記載している。世話人は、管理栄養士の献立を基に調理を行うが、各ホーム内にそれぞれの利用者の留意点を掲示し支援を行っている。しかし、食事の支援に関するマニュアルが整備されていない。食事の支援方法についてのマニュアルは、今後、様々な場面で介助や支援が必要になると思われる。今後マニュアルの整備と、マニュアルについての職員の研修、周知が求められる。</p> <p>・管理栄養士が一年に2回、利用者にアンケートを取り、取り入れて欲しいメニューなどの要望を献立に活かしている。各ホームの調理では、季節の果物を取り入れたり、盛りつけを工夫するなど季節感を味わえる食事を提供している。誕生日には本人の希望を聞き、メニューの変更や、外食を行うこともある。</p> <p>・食事は、利用者のペースに合わせ様子を見ながら見守り、急いで食べることがないように声かけを行っている。食事時間は時間を決めてはいるが、帰宅が遅かったり、休日の利用者が好きな時間に食事ができるよう配慮している。遅れた利用者には、食事を温め直すなど、常に温かい食事を提供するよう支援している。</p>	

2-(2) 入浴	第三者評価結果
2-(2)-① 入浴は、利用者の障害程度や介助方法など個人的事情に配慮している。	a (b) c
2-(2)-② 入浴は、利用者の希望に沿って行われている。	(a) b c
2-(2)-③ 浴室・脱衣場等の環境整備は適切に行われている。	a (b) c
<p>・利用者のその日の体調や通院報告書を確認し、入浴に関する留意事項を把握した上で、入浴の順番にも配慮しながら支援している。しかし、安全面やプライバシー保護を考慮した具体的な支援方法のマニュアルが整備されていない。今後、入浴介助や支援・助言方法についてのマニュアルの整備、それに伴う職員研修を行うことが望まれる。</p> <p>・毎日の入浴を基本とし、各ホームで利用者との話し合いにより、入浴時間を決めている。時間外で、必要な場合はシャワー浴なども可能である。</p> <p>・浴室、脱衣所の冷暖房の設備は備えていない。床の張替えやカビの掃除など業者が必要だと思われるときは、申し送りや職員会議で把握し、随時対応している。利用者の掃除は当番や係りで行っており、行き届かない場合は再度掃除を行ったり、職員が手伝うこともある。</p>	
2-(3)-① 快適な排泄ができるよう介助に配慮している。	a (b) c
2-(2)-② トイレは清潔で快適である。	(a) b c
<p>・現在、介助を必要とする利用者がいない。しかし、今後、病気やケガなど介助を要することも考えられる。安全面やプライバシーの保護を考慮した具体的な支援方法や注意点が記載されているマニュアルの整備が必要と思われる。</p> <p>・各ホームでトイレ掃除の当番を決定し、利用者が掃除を行っている。職員が確認し、掃除が行き届いてない場合は、可能であれば本人がやり直したり、職員が手伝うこともある。また、トイレの設備においては、職員会議で話し合い、手すりの設置など、必要に応じて対応している。</p>	

2-(4) 衣服 (居住系事業の共同生活介護は対象外であるが、参考の為評価する)	第三者評価結果
2-(4)-① 利用者の個性や好みを尊重し、衣服の選択について支援している。	(a)・b・c
2-(4)-② 衣類の着替え時の支援や汚れに気づいた時の対応は適切である。	(a)・b・c
<p><参考></p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎日の衣服の着替えは、本人の好みで自由に行っている。衣類の購入は、利用者自ら買い物に出かけ好みのものを購入している。希望があれば、スーツなどの購入時に職員が付き添うこともある。また、サイズ間違いで購入した場合は、職員が対応し返品、交換の対応を行っている。 ・衣類の破損やサイズ直しは、家族に連絡して、自宅に送ったり、希望により施設内で処分している。衣替えは各ホームで世話人が確認しながら支援している。 	
2-(5) 理容・美容 (居住系事業の共同生活介護は対象外であるが、参考の為評価する)	
2-(5)-① 利用者の個性や好みを尊重し、選択について支援している。	(a)・b・c
2-(5)-② 理髪店や美容院の利用について配慮している。	(a)・b・c
<p><参考></p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者の好みの髪型を好みの理髪店、美容院で行っている。相談を受ければ職員がアドバイスを行うこともある。 ・毎朝、世話人が点検し、必要であれば理容室への促しをしたり、髪を結んだりする手伝いを行っている。 ・職員が美容室の予約を入れたり、家族からの希望で美容室に同行する場合もある。理容店、美容院の場所や料金などの情報の提供も行っている。 	
2-(6) 睡眠	
2-(6)-① 安眠できるように配慮している。	a (b) c
<ul style="list-style-type: none"> ・消灯は平日22時、休日23時と定め、消灯後、職員は他の利用者の睡眠の妨げにならないように各部屋の電気と音楽の音、テレビ等の確認を行っている。 ・寝具は自分の好みにあったものを各自で用意し、持ち込んでいる。 ・睡眠リズムの乱れや、不眠者への対応等のマニュアルの整備がなされていない。今後、マニュアルの整備とそれについての研修、見直しの検討することも重要である。今後に期待したい。 	

2-(7) 健康管理	第三者評価結果
2-(7)-① 日常の健康管理は適切に行われている。	(a)・b・c
2-(7)-② 必要な時、迅速かつ適切な医療が受けられる。	(a)・b・c
2-(7)-③ 内服薬・外用薬等の扱いは確実にされている。	(a)・b・c
<ul style="list-style-type: none"> ・毎朝、利用者の健康チェックを行い検温、血圧、体重を「服薬・バイタルチェック表」に記入している。 ・協力医と一年ごとの更新契約を交わしており、健康面に変調があった場合には看護師が通院の同行を行っている。病院へかかる判断基準も設けてある。 ・毎年、家族の同意を得て、インフルエンザの予防接種や、町の健康診断を受けており、家族に対して、①医療費の参考例②市町減免制度対象の資料を送付し、医療費の参考となるような配慮がされている。 ・通院は、世話人が記入した利用者通院前報告書を看護師が確認し、それをもとに、受診し、受診後は看護師の記録した通院報告書により、世話人が確認することで、利用者の病状を把握している。通院に同行した看護師が、お薬表に従って服薬管理を行い、各ホームでは世話人が申し送りにより、服薬に関して把握し、薬の管理を行っている。 	
2-(8) 余暇・レクリエーション	
2-(8)-① 余暇・レクリエーションは、利用者の希望に沿って行われている。	(a)・b・c
<ul style="list-style-type: none"> ・各ホームで夕食時や日々の会話の中で、利用者のやりたいことを聞き取っている。その中で誕生会や運動会の話し合いを行っている。 ・職員は地域の催し物やそれについての交通情報などを提供している。また、足湯の利用や、国体への参加、その準備の、のぼりやプリンターの設置作業のボランティアも行き、地域との関わりを積極的に支援している。 ・職員は、利用者主体の虹の会の活動を見守り、旅行や忘年会などについての側面的な支援を行っている。 	

2-(9) 外出、外泊		
2-(9)-① 外出は利用者の希望に応じて行われている。		(a)・b・c
2-(9)-② 外泊は利用者の希望に応じるよう配慮されている。		(a)・b・c
<ul style="list-style-type: none"> ・外出のルールは利用者と職員で話し合っ決定している。利用者にバスの時間や帰宅時間を守ることを、遅れる場合は連絡を入れることを心がけるよう支援している。必要な場合には世話人や職員が付き添うこともある。必要な利用者は、療育手帳やメモ、筆記用具を持参している。 ・地域の防災無線でのお知らせアナウンスを聞けるよう、各ホームの家の中に機械を設置し、情報を得ることが出来るようにしている。 ・利用者の希望に合わせ、外泊届けは、一週間前に提出してもらい、家族にも連絡し外泊を支援している。盆、正月に家庭の事情で帰省できない利用者には、行きたいところや墓参りなどに連れて行くなどの配慮をしている。 		
2-(10) 所持金・預かり金等の管理		第三者評価結果
2-(10)-① 預かり金について、適切な管理体制が作られている。		(a)・b・c
<ul style="list-style-type: none"> ・預かり金管理規定により、預り金担当者の管理のもと事務所で利用者の給料、年金等の通帳、印鑑を管理、保管し、事故の生じない体制を整えている。利用者の必要に応じて、出金依頼書を提出し、出入金を行っている。 ・利用者の収入に応じたお小遣いの金額がそれぞれに決まっており、その中で、預金している利用者もあり、お小遣い帳を活用して自己管理の学習となるよう、支援を行っている。 		
2-(10)-② 新聞・雑誌の購読やテレビ等は利用者の意志や希望に沿って利用できる。		(a)・b・c
<ul style="list-style-type: none"> ・新聞、雑誌等は、各利用者のお小遣いや、家族負担で自由に購入している。テレビやラジオにおいても自分の希望のものを購入し、各部屋に置いている。共有のテレビ等は、利用者が自分たちで決まりごとを決め、音量やつけたままにならないよう、お互いに協力し合いながら使用している。 		
2-(10)-③ 嗜好品（酒、たばこ等）については、健康上の影響等に留意した上で、利用者の意志や希望が尊重されている。		(a)・b・c
<ul style="list-style-type: none"> ・医師の指示で、嗜好品を避けなければならない利用者以外は、本人の希望により使用している。たばこについては、喫煙場所を設けている。アルコールについても、仕事に差し支えることのないよう、健康面も配慮して、週末の食後に飲むよう利用者との話し合いでルールを決め、支援している。 ・利用者が嗜好品の体への害についての認識を持てるよう、町の健康診断後の保健師の話をもとに職員が説明をする取り組みを行っている。 		

A-3 安全・衛生・事故防止

		第三者評価結果
3-(1) 安全・衛生・事故防止		
3-(1)-① 安全確保や衛生管理又は事故防止に関するマニュアルが整備されており、その対応方法について、全職員に周知されている。		a (b) c
<ul style="list-style-type: none"> ・利用者が自転車で出勤中、車との接触事故を起こしており、大事には至らなかったが、腕のしびれを訴え、通院した。再発防止に向け、天候や体調を見て、自転車通勤を行うこととしたが、現在は自転車通勤はやめている。 ・衛生管理マニュアルは、法人では備えてあるが、持ち出し禁止となっており、事故や災害等の発生時における対応マニュアルの整備がなされていない。ノロウイルスについては、職員の研修を行っている。今後、マニュアルの作成と整備、それに関する職員の研修が行われ、周知できる体制を整えることを期待したい。 		
3-(1)-② 事故防止のためチェックリスト等があり、事故防止に向けた具体的な取組を行っている。		a (b) c
<ul style="list-style-type: none"> ・事故防止に向け、日課の安全チェックリストを記入し、ヒヤリ・ハットの事例をもとに、事例研修会を月一回行っている。評価、見直しについては今後行う予定であるとのことである。 ・利用者に対する安全教育は定期的に行うことが望ましい。今後、検討されることを期待したい。 ・事故防止に向けたマニュアルの整備も必要である。また、利用者に対する定期的な安全教育も合わせて検討し、実施に向けて取り組むことを期待したい。 		